

身体障害者福祉審議会総会

平成12年2月2日(水) 14:00~16:00
厚生省共用第6会議室

会議次第

1. 開 会
2. 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例措置について
3. 地方分権の推進について
4. 平成12年度障害保健福祉部予算(案)の概要について
5. 介護保険と障害者施策の関係について
6. 身体障害者福祉審議会の公開について
7. その他

配布資料

- (資料1) 身体障害者福祉審議会名簿
- (資料2) 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定特例措置について
- (資料3) 地方分権一括法における身体障害者福祉法、特別児童扶養手当法等の改正等の概要
- (資料4) 平成12年度障害保健福祉部予算(案)の概要
- (資料5) 介護保険制度と障害者施策との適用関係等について
- (資料6) 身体障害者福祉審議会の公開について

身体障害者福祉審議会名簿

氏 名	役 職
青 柳 俊	日本医師会常任理事
阿久津 誠	東京海上火災保険株式会社常務取締役
安 藤 豊 喜	全日本聾啞連盟理事長
伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンターセンター長
岩 崎 正 視	トヨタ自動車株式会社相談役
岩 淵 勝 好	産経新聞社論説委員
岩 間 茂	全日本自治団体労働組合健康福祉局次長
大 塚 陸 毅	東日本旅客鉄道株式会社副社長
川 村 耕太郎	東京商工会議所常務理事
岸 波 正	日本盲人会連合総合企画審議委員会委員長
北 野 雅 子	石川県聴覚障害者情報センター所長
京 極 高 宣	日本社会事業大学学長
妻 屋 明	全国脊髄損傷者連合会会長
斎 藤 公 生	全国社会就労センター協議会会長
澤 田 昌 平	日本障害者雇用促進協会常務理事
杉 原 素 子	国際医療福祉大学教授
高 松 鶴 吉	九州保健福祉大学教授
田 中 美 郷	帝京大学教授
初 山 泰 弘	国際医療福祉大学大学院長
平 野 ミツ子	全国社会福祉協議会全国民生委員・児童委員連合会 女性委員部会副部会長
前 田 保	日本身体障害者団体連合会理事
三 浦 文 夫	元日本社会事業大学特任教授
村 瀬 弘	前東京都心身障害者福祉センター所長
村 田 幸 子	日本放送協会解説委員

◎

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の 特例措置について

現下の社会経済情勢にかんがみ、物価スライドの特例措置を講じ、平成11年の消費者物価が下落しても、平成12年度の年金、手当の額は引き下げないこととする。

- 現在、国民年金、特別障害者手当等では、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られている。

(平成11年の物価変動 ⇒ 12年4月からの額の自動改定)

- 平成11年平均の消費者物価上昇率は、平成10年平均のものと比較して、マイナス0.3%。

このため、特段の措置を講じなければ、法律にしたがって、平成12年度の年金額は0.3%自動的に下がることとなる。

- しかしながら、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度において年金等の額の改定に係る特例措置を講じ、平成11年の消費者物価が下落しても、平成12年度の年金、手当の額は引き下げないこととする。

※ 平成8年度において、前年の物価が0.1%の下落となったものの、今回と同様に特例法を出して年金、手当の額の引下げを回避した前例がある。

- 対象となる制度

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ・ 国民年金 | ・ 国家公務員共済組合 |
| ・ 厚生年金保険 | ・ 地方公務員共済組合 |
| ・ 児童扶養手当 | ・ 私立学校教職員共済 |
| ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、
特別障害者手当等 | ・ 農林漁業団体職員共済組合 |
| ・ 原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等 | ・ 農業者年金基金 |

特別児童扶養手当等の概要と手当額の推移

1 各種手当の概要

(1) 特別児童扶養手当

目的	精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。
支給対象者	20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者。
支給対象者数	81,644人(1級) (平成11年3月現在 厚生省報告例) 53,320人(2級)

(2) 障害児福祉手当

目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
支給対象者数	52,123人 (平成11年3月現在 厚生省報告例)

(3) 特別障害者手当

目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
支給対象者数	102,907人 (平成11年3月現在 厚生省報告例)

(4) 経過的福祉手当

目的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者等であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者
支給対象者数	25,319人 (平成11年3月現在 厚生省報告例)

2 手当額の推移

物価指数	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 1 0
	% 100.0	% 100.7	% 100.6	% 100.7	% 102.5	% 103.1
実施月	H6.10	H7.4	H8.4	H9.4	H10.4	H11.4
特別児 童扶養 手当	1 級 円 50,000	円 50,350	円 50,350	円 50,350	円 51,250	円 51,550
	2 級 円 33,300	円 33,530	円 33,530	円 33,530	円 34,130	円 34,330
障害児 福祉手当	円 14,170	円 14,270	円 14,270	円 14,270	円 14,520	円 14,610
特別障害 者手当	円 26,050	円 26,230	円 26,230	円 26,230	円 26,700	円 26,860
経過的 福祉手当	円 14,170	円 14,270	円 14,270	円 14,270	円 14,520	円 14,610

※ 平成9年度の手当額については、平成8年度に特例措置を講じたことにより、それと相殺されて据え置きとなった。

※ 各年度の物価指数については、平成5年度を基準（100.0%）とした時の伸び率である。

地方分権一括法における身体障害者福祉法、特別児童扶養手当法等 の改正等の概要

(目次)

- ・ 地方分権一括法における身体障害者福祉法、特別
児童扶養手当法等の改正等の概要 ----- P1

- ・ 身体障害者更生施設等の設備及び運営について ----- P4
(昭和60年1月22日社更第4号各都道府県知事・
各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

地方分権一括法における身体障害者福祉法、特別児童扶養手当法等の改正等の概要

1 地方分権一括法について

○ 平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」を実施するため、政府全体として関係法律の改正を行う「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が昨年7月に公布され、本年4月1日より施行される予定。

○ 主な改正内容は、次のとおり。

① 機関委任事務制度の廃止及び事務区分の整理（国の直接執行事務・法定受託事務・自治事務）

現在の機関委任事務は廃止し、国の直接執行事務、法定受託事務、自治事務に再整理する。

*法定受託事務：事務の性質上、その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務

*自治事務：地方公共団体の事務のうち、法定受託事務を除いたもの。

② 必置規制の見直し

地方公共団体の機関等の必置、定数や名称等の規制を見直し。

③ 権限委譲の推進

現在、都道府県が有している権限をより住民に身近な市町村等へ委譲。

○ 障害保健福祉施策関係の法律としては、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等を改正。

2 身体障害者福祉法、特別児童扶養手当法等の主な改正内容

(1) 身体障害者福祉法

- ① 身体障害者手帳の交付、指定更生医療機関の指定及び指導監督、施設に対する指導監督等の機関委任事務を自治事務とする。
- ② 都道府県知事が指定した指定更生医療機関に対する厚生大臣の報告徴収及び診療報酬の支払差止め命令を廃止し、緊急時にのみ、厚生大臣は報告徴収及び診療報酬の支払差止めの指示を行うことができることとする。
また、厚生大臣が指定した指定更生医療機関に対する都道府県による診療報酬の支払の一時差し止め命令を、厚生大臣による差し止めの指示に変更する。
- ③ 都道府県知事が行う身体障害者更生施設等に対する報告徴収、事業停止命令等の指導監督事務について、厚生大臣は、緊急時にのみ直接指導監督（施設設置許可の取消しを除く。）を行うことができることとする。
- ④ 身体障害者福祉司、身体障害者更生相談所の名称規制を弾力化。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

- ① 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格、額等の認定等の機関委任事務を法定受託事務とする。

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年改正法）附則

- ① 経過的福祉手当の受給資格、額等の認定等の機関委任事務を法定受託事務とする。

3 身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準の取扱いについて

- 地方分権推進計画においては、法令に基づいて処理される自治事務に係る基準については、通達によらず、法律又はこれに基づく政令（法律又はこれに基づく政令の委任に基づく省令又は告示を含む。）に定めることとされている。
- このため、身体障害者福祉法第28条第1項に基づき、現在通達により定められている身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準については、これを省令に引き上げて定めることとする。
- また、通所授産施設における身体障害者、知的障害者、精神障害者の相互利用が可能となるよう、入所者の要件について、所要の改正を行う必要がある。

身体障害者更生施設等の設備及び運営について

昭和60年1月22日 社更第4号
各都道府県知事・各指定都市市長
あて厚生省社会局長通知

改正 昭和62年3月9日社更 第42号
平成2年10月19日同 第197号
同 6年4月8日社援保第85号
同 8年4月30日社援更第122号
同 9年5月6日障 第82号
同 11年11月11日障 第760号

身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和59年法律第63号）の施行に伴い、別紙のとおり「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準」を定め、昭和59年10月1日から適用することとしたので、今後は、この基準に基づき、これら施設の整備及び運営に遺憾なきを期されたい。

なお、これに伴い、次に掲げる通知は廃止する。

- 1 昭和38年6月8日発社第192号本職通知「重度身体障害者更生授産施設の設備及び運営について」
- 2 昭和39年3月18日社発第141号本職通知「重度身体障害者収容授産施設の設備及び運営について」
- 3 昭和42年8月1日社更第225号本職通知「内部障害者更生施設の設置及び運営について」
- 4 昭和42年8月1日社更第240の3号本職通知「身体障害者福祉法による身体障害者更生授産施設通所事業について」
- 5 昭和47年7月22日社更第129号本職通知「身体障害者療護施設の設備及び運営について」
- 6 昭和54年8月1日社更第112号本職通知「身体障害者通所授産施設の設備及び運営について」

(別紙)

身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準

第1章 共通事項

第1 入所者の要件

入所者は、次の各号に該当する者でなければならないこと。

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であること。
- 2 精神障害を主たる障害としない者又は伝染性疾患を有しない者であること。

第2 入所定員

施設の入所定員は、30名以上とし、1の居室に入所する人員は、原則として4名以下とすること。

第3 更生援護の計画

施設における入所者の更生援護は、個別的にその更生の目標と実施方法を決定するため、必要な時期に総合診断の会議を開き、その結果をみて行うことを原則とすること。

第4 健康管理

入所者の健康管理は、保健所等と連絡のうえ次により行うこと。

- 1 健康管理の責任者を定め、医師、保健婦又は看護婦その他適当な者がその任に当たること。
- 2 医師を置かない施設にあっては、嘱託医師を定めておくこと。
- 3 健康診断を年2回以上実施すること。
- 4 入所者の健康状態に応じて訓練、休けい等について考慮すること。

第5 衛生管理

- 1 居室、被服、寝具、食器等で伝染の危険のある病毒に汚染し、又は汚染の疑いのあるものは、消毒した後でなければ、入所者の利用に供してはならないこと。
- 2 給水設備については、専用水道に準じて水質検査、塩素消毒等の衛生上必要な措置を講じなければならないこと。ただし、当該給水設備が水道事業若しくは専用水道によって供給される水のみを水源とするもの又は専用水道である場合には、この限りでない。

第6 給食

- 1 給食は、入所者の更生に極めて重要な影響を与えるものであるから、原則として、当該施設において直接これを実施すること。
- 2 入所者の食事はできるだけ変化に富み、必要な熱量及び蛋白質を含有するものでなければならないこと。
- 3 献立は、なるべく栄養士により作成されることが望ましいが、栄養士の置かれていない施設にあっては、保健所等の指導を受けること。

第7 更生訓練

施設は、入所者が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、施設の特性に応じ必要な医学的訓練、心理的訓練又は職能的訓練を行わなければならないこと。

第8 生活指導

- 1 入所者には、教養の時間を設けるとともに、自由に利用できる新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、図書等（特に視覚障害者更生施設にあっては、点字図書等）を備えて社会適応性を助成するように努めること。
- 2 入所中の情操の陶冶に注意し、雑誌、ニュースの発行及びスポーツ、映画、演劇、音楽会等を適宜実施するとともに、適当な娯楽用品を備えつけること。

第9 建物の規模及び構造

- 1 施設の構造設備は、その施設に入所する身体障害者の特性に合致するよう工夫され、かつ、衛生上及び保安上充分考慮されなければならないこと。
- 2 施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。）は建築基

準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、原則として平家建とすること。

3 施設に必要な設備は、次のとおりとすること。

ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 事務室
- (3) 静養室
- (4) 相談室
- (5) 調理室
- (6) 食堂
- (7) 浴室
- (8) 洗濯室
- (9) 洗面所
- (10) 便所

第10 設備の基準

前各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。

1 居室

- (1) 居室は地階に設けてはならないこと。
- (2) 居室は、なるべく南に面し、冬季においても相当時間の日照が得られるように計画すること。
- (3) 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。
- (4) 居室の防暑、防寒については、断熱設備及び防寒設備等有効な方法を講じなければならないこと。特に寒冷地域においては、外壁、居室の天井及び居室の外廻りの建具等については、防寒的構造に留意すること。
- (5) 居室の面積は、床の間及び押入を除いて1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (6) 居室の扉は、原則として引戸とすること。

2 静養室

静養室は、特に騒音が少なく、日照及び通風の良い部屋でなるべく看護婦又は保健婦の居室の近くに設けることが望ましいこと。

3 相談室

相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐに必要な間仕切り等の設備を設けること。

4 便所

入所者用の便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

5 その他

廊下の幅は、少なくとも1.8メートル以上とすること。

第11 職員

- 1 施設の職員は原則として当該施設の職務にもつぱら従事することができる者をもって充てるものとする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合にはこの限りでないこと。
- 2 施設長は、医師、各施設の入所対象者に係る分野に関する特殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免状を有する者であって3年以上同分野における福祉、教育の経験を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として5年以上勤務した者又はこれらに準ずる者とする。
- 3 医師等の専門職にあつては、施設種別ごとの入所対象者に係る専門分野について相当の知識、経験を有すること。

第12 管理規程

施設は、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこと。

第13 非常災害対策

- 1 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならないこと。
- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

第14 帳簿の整備

施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況等に関する帳簿を整理しておかなければならないこと。

第2章 身体障害者更生施設

第1 種別

身体障害者更生施設の種別は、肢体不自由者更生施設視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設とする。

第2 定義

- 1 肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行う施設とする。
- 2 視覚障害者更生施設は、視覚障害者を入所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える施設とする。
- 3 聴覚・言語障害者更生施設は、聴覚・言語障害者を入所させて、その更生に必要な指導及び訓練を与える施設とする。
- 4 内部障害者更生施設は、内臓の機能に障害のある者を入所させて、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設とする。
- 5 重度身体障害者更生援護施設は、重度の肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行う施設、又は、内臓の機能に重度の障害のある者（以下「重度の内部障害者」という。）を入所させて、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び

訓練を行う施設とする。

第3 肢体不自由者更生施設

1 入所期間

1年を原則とするが、特に必要と認めるときは、さらに6か月以内の延長を認めることができること。

2 医学的更生

医学的更生は、次に掲げる治療及び訓練をあわせて行うものであること。

なお、その細部に関しては「肢体不自由者更生施設における医学的更生並びに職業的更生における実施の指針について」（昭和29年11月25日社発第924号）に基づき実施すること。

(1) 医学的診断

医学的診断は、更生に最も効果的な医療を行うため現症と治療による機能的効果とを評価すること。

(2) 医学的更生治療及び訓練

ア 職能整形外科的治療

整形外科的手術のほか、矯正又は固定ギブス包帯法等が行われるが、特に整形外科的手術については、その特性にかんがみ手術の時期、範囲等に特別の注意を払うこと。

イ 理学療法

理学療法には、水治療法、光線療法など物理的外的刺激に用いる方法、重すい、砂のうその他の器具を用いて矯正する方法及びマッサージ、自動運動等であるが、その選択及び相互の調整について留意すること。

ウ 作業療法

作業療法は、障害の回復に適する作業を行い、心理的、肉体的適応性を与えるように指導すること。

なお、この場合においては、特に治療目的のため行う作業である点にかんがみ、機能障害の回復に重点を置き、職業準備にとらわれることのないよう留意すること。

エ 運動療法

一般体操、遊び、競技、自転車操作等を行い訓練に興味を持たせるようにするとともに気分の転換、明朗化を図り、心理的更生をもあわせ行うようにすること。

3 心理的更生

心理的更生は、次の方法により実施すること。

なお、この場合は、特に入所者の心理的特性とその不適応の起因との的確な診断に基づき、各個人の適切な処置とその時期を誤まらないよう指導すること。

(1) 心理的診断

ア 心理判定は、各種の検査の方法により実施し、更に生活歴の研究と観察をも加えること。

イ 前項の判定結果に基づき、指導措置の方法をたてる場合においては、特に更生指導の効果の難易に関する人格的類型及び特性の予診に留意すること。

(2) 心理的更生措置

ア 集団指導として、比較的小集団の討論会、演劇、レクリエーション、各種クラブ活動等を実施すること。

イ 個別的に心理療法的相談助言を行う場合は、その心理的更生の効果を大にするため、医療処置、機能回復訓練及び機能訓練等の更生指導と関連して適切な時期に実施するように留意すること。

4 職業的更生

職業訓練の実施に当たっては、肢体不自由者の特性にかんがみ、次の点に留意すること。

なお、その細部に関しては、前記通達に基づき実施すること。

- (1) 作業用義肢、装具の装用とともに、作業に適した補助工具、手先用具等を積極的に使用させ、障害を克服するよう指導すること。
- (2) 入所者の適性に応じて、整備訓練、基本訓練及び応用訓練に分けて実施すること。
- (3) 訓練科目については、地方の実情に応じて事務的科目（珠算、簿記、印刷、タイプライティング等）特殊技術的科目（衛生検査、写真）及び農園芸等に考慮を払い、なるべく各人の適性と希望に応じることができるよう努めること。

5 設備

- (1) 肢体不自由者更生施設には、第1章第9の3に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室、職能判定室、職業訓練室及び運動療法室兼作業療法室を設け、肢体不自由者の治療及び訓練に必要な機械器具類を整備すること。

なお、教養娯楽にあてるための集会室を設けることが望ましいこと。

- (2) 義肢又は装具の装着訓練その他の機能回復訓練を実施するに必要な屋外運動場を設け、でき得れば砂場、傾斜地、不整地等の屋外機能回復訓練場を設けること。
- (3) 出入口に段を設けることを避け、階段の傾斜をゆるやかにし、浴室及び便所に手すりをつける等身体の不自由を補完する設備を設けること。

6 職員

肢体不自由者更生施設には、次の職員を置くものとする。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) あん摩マッサージ指圧師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 心理判定員
- (7) 職能判定員
- (8) 職業指導員
- (9) 生活指導員
- (10) 看護婦